

文部時報

第 895 号

1952年3月号

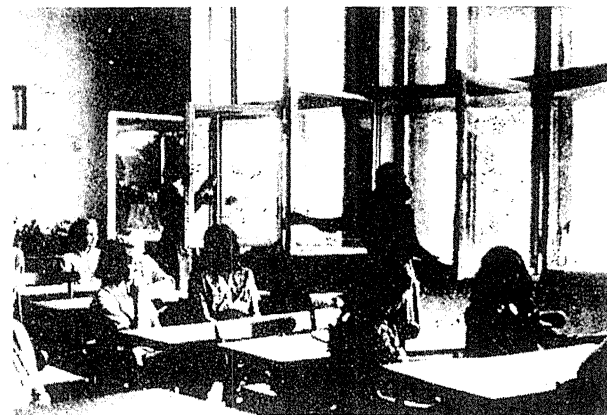
昭和 25 会計年度の

地方教育費の解説	奥田真丈	2
◇教育時評◇	辰巳頑児	28
戦後韓国の教育事情	陸芝修	23
アメリカの大学と“赤”追放	宮本繁雄	49
成人のための教育修繕学校	シドニー・グリーンビー	32
1951年における文化学術の国際交流Ⅲ	大西一正	36
チェコスロヴァキアの子供の作品から	篠原秀彦	46
ローマ字教育実験調査	白石大二	62
公用文改善政策の沿革と 新しい公用文の書き方について	塩田紀和	65
公用文作成の要領		76
公用文の横書について		69
教育関係論文(雑誌掲載)目録3		92
教育映画等審査月報 No. 3		82
文部省重要通達事項一覧表		96
編集後記		96
《表紙とそのうら》	チェコスロヴァキアの子供たち	(日赤提供)



チェコスロヴァキア の青少年の活動

とにかかげた写真は、チェコスロヴァキアの青少年赤十字団員の活動の状況です(日赤提供)

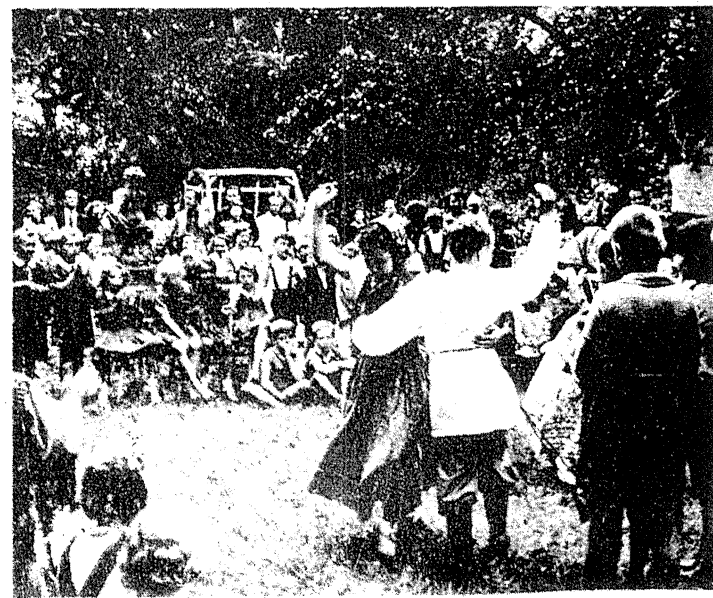


上 衛生を重んじて休み時間には必ず空気を入れかえる。
中 郷土への奉仕。
下 学校で開かれる青少年赤十字のパーティ。



—— 表紙 ——

レクリエーションセンターで休暇を過ごす青少年。こゝでは民主共和国のよき市民となるための教育がほどこされる。15万の子どもがいろいろな場所で休みをします。費用はいつも国費でまかなわれる。



公用文改善政策の沿革と 新しい公用文の書き方について



塩田 紀和

1 公用文改善政策の沿革

諸布達ノ儀ハ事理弁シ易キヲ旨トシ可成
丈平易ノ文字相用候様注意可致此旨相達
候事

明治8年、太政官からこのような布告が出ていて、公用文をやさしくわかりやすく書くことが決して最近の思いつきではないことを示しています。けれども、公用文の改善ということは、専制主義の遺風のもとにあっては、決して容易に実現できることではありませんでした。なぜなら、専制治下では、公文書というものは一般に民衆に示すために書かれるものではなく、もっぱら特殊な教養を受けた治者階級間に通ずればよいものだったからです。ことばをかえていえば、教養の低い一般民衆にもわかるように公文書を書くなどということは、それ自身ナンセンスだったのです。

ところが、近代の新しい政治は、民衆の協力なしには成功しがたくなってきました。それに伴って、国家は国力の発展のために、みずから庶民教育に乗り出し、かつ公用文についてもその平易化を理想とするようになってきました。漢文とかラテン文とかいった古い時代の外国語の代りに、それぞれの民族語が各国の公文書に用いられるようになったのはそのためです。はじめに引用した太政官布告なども、そうした政治の近代化のあけぼのをつげる鐘の声の一つとして注意すべきものです。

そして、こうした新しい考え方は、社会

の意識一般の古さのゆえにしばらくの間は多くの抵抗を受けましたが、それでも少しずつ具体化の方向へ進んできました。その努力がようやくいくらかの実を結んだのは、大正8年文部部内の公用文を口語体に改めるという次官通達を出し、はじめて口語体の訓令を文部省が発したときのことです。ついで大正15年、若槻内閣は「法令形式ノ改善ニ関スル件」という訓令を出して政府全体としての決意を示しました。そして、それまで法令には濁点のかなを用いないのが普通の例であったのに、以後は法令にも必ず濁点のかなを用いるようになりました。

その後、政府はその海外政策のためにも国語国字の平易化を必要とし、昭和16年には国語国字の整理統一を重要国策の一つとして決定しました。こうして、資源用語や兵器名称の簡易化とそれに用いる漢字の整理統一などを行い、公用文をやさしくわかりやすくするという方針は、次第に明確になってきました。しかし、なお戦時中の国粹意識は、それをすっきりとした形式にまとめることをゆるしませんでした。

2 新憲法以降の新用語・新用字

けれども、敗戦の結果、国語国字問題の解決にも、また新しい反省がなされ、まず改正憲法草案が口語体で発表されました。つづいて各省庁の代表者による官庁用語の改良打合会が開かれました。昭和21年の末には、口語体ひらがなの日本国憲法の公布

や、当用漢字表・現代かなづかいの決定がありました。また、開院式の勅語が、従来の漢文書きくだし調の例を破って、デアル調でなされました。この間に、各省庁の代表による官庁用語の改良打合会で得た成案「官庁用語を平易にする標準」が次官会議で実行が申しあわせられ、閣議に報告され、ついで内閣から各省庁に通達されました。

一方、当用漢字表・現代かなづかいは、22年から民間でも多くの支持採用がなされ、教育面にも全面的に適用されることになりました。また、23年には当用漢字表の各字の読み方がきまり、24年には従来区々として統一のなかった漢字の字体の規準がきまりました。さらに政府は、新しく各省庁、地方公共団体、民間有識者の代表から成る「公用文改善協議会」を内閣に設けて、公用文改善政策についての審議を行わせました。この会からの報告「公用文の改善」は、昭和24年4月5日、「公用文作成の基準について」として各省庁に通達されました。この「公用文の改善」と、さきにもきまった「官庁用語を平易にする標準」とが、その後の公用文作成の具体的な指針の中心となりました。けれども、これらのものは、それが通達されたのちも、なかなか急速な徹底を見なかったのも、国語審議会では政府の施策を検討調査した上、昭和25年11月、まず「法令の用語・用字の改善について」を政府に建議しました。ついで、翌26年10月「公用文作成の要領」を決定して、その周知徹底ならびに公文書の左横書きの推進についても建議しました。

3 「公用文作成の要領」について

この「公用文作成の要領」の実質は、さきに決定し通達された「公用文の改善」「官庁用語を平易にする標準」ならびにその他

の公用文改善関係の規定などです。このうち、用語・用字の使用後は、当用漢字表と同音訓表の「まえがき」「使用上の注意事項」の精神を敷衍したものといえます。漢字の使用範囲については、昭和26年5月25日に「人名用漢字別表」92字の発表があったので、当用漢字のワケがひろげられたかのように誤解している向きもあります。しかし、当用漢字1850字については、現在まだ1字の増減もなく、今後もそのワケがはずされるというようなことは考えられていません。

次に、当用漢字表の性質については、それが漢字制限の手段として設定されたという掛声が高かったために、いかにも多くの漢字が今後は使えなくなって不便になったような印象が与えられがちです。しかし、もし一般人に対して、1850字の書きとりと3122種の読み方を試験したとしたら、恐らく半数も満足にこれを読み書きできる人はありません。したがって、公務員としては、まず当用漢字表の各字の正確な読み書きをマスターすべく勉強する必要があります。この点文書担当の指導的地位にある方に改めて御注意を願いたいと思います。

現代かなづかいについては、全面的にそれによるのが当然でもあり、それがすでに相当社会化しているのも、特別にこれについてはふれてはいません。送りがなについては、公文用語の手びきの送りがなを準用することにしました。地名・人名の書き方については、当用漢字表以外の漢字を用いることはさしつかえありませんが、また、かな書きの方法も認められていることを、はっきり示しました。

使用文字の体系については、ひらがなに漢字をまぜて書くのが本体ですが、横書きの際には特にかたかなを主として書くこと

も認められています。数字やかたかなやローマ字などは、漢字と同様にひらがなの文章の中にまぜ用いてよいことは常識どおりですが、ただローマ字のつづり方については、特に断ってはありますが、公文書ではいわゆる「訓令式」を用いるのがたてまえになっていることを記憶願いたいと思います。つまり、日本式や標準式（ヘボン式）は、特別な場合のほかは、公文書には使いません。

なお、横書きの実施については、すでに昭和25年4月5日の通達で、政府の方針は確定しているわけで、ただその実施期日については各庁の自由な決定にゆだねられているだけです。そのために、現在過渡期の混乱が多少生じてはいますが、これに対して国語審議会は、昭和26年審議の末、横書きの有利なことを認定して、いっせい実施期の至急な確定を政府に建議しました。したがって、もし特定の役所が横書きに反対であるとするれば、この際どうしても国語審議会や政府（公用文改善協議会）の決定を

くつがえすに足るだけの理由が必要となってくるわけです。その結果、昭和26年3月の調査では全国の官公庁・大学・教育委員会等の約 $\frac{1}{3}$ だけしか実行していなかった公文書の横書きが、27年にはいるや続々実施を決定するものがふえてきました。こうして、27年末までには、ほとんどの官公庁が横書き1本になる予想であり、また通産・大蔵両省の横書き実施の決定によって、民間諸社の態度もようやく決定的となってきました。

これらに伴って、最近公用文改善についての質疑や相談が各方面から非常に熱心に文部省の国語課や国語審議会あてによせられるようになってきました。そのために、政府がこんど国語審議会できめた「公用文作成の要領」の普及周知を行うこととなったのは、まことに機を得た処置ともいえるべく、各方面でもこれを複写などの方法でその内容の徹底について、できるだけの協力をされるのが望ましいことではないかと思えます。（文部事務官・国語課）

大臣官房

(人事課)

文任第 268	臨時筆生の給与額改正について	12.18	人事課長	国立学校長
〃 第 274	外国人教員の給与改訂に伴う契約更改について	12.16	〃	〃
文入給第 267	行政整理により退職する職員の昇格取扱要項について	12.18	〃	本省局課長・内務機関長・国立学校長
〃 第 266	今回の給与ベース改訂に伴う傭外国人教師等に対する給与について	12.26	〃	〃
文入職第 269	職務の級9級職以上官職格付の内示について	12.18	〃	〃
文任適第 264	職業陸海軍職員であった者の教職員適格審査について	12.26	次官	知事・国公立大学長・教職員適格審査委員長・本省局課長・所轄機関長・国立学校長
国人 第 222	人事院規則9—8(初任級、昇格、昇給等の基準)の一部改正の取扱について	12.18	人事課長	〃
〃 第 225	超過勤務手当等の支給の特例について(人事院指令9—138)昭和26年12月半期分の超過勤務手当等の仮払について(給実甲第44号)の送付について	〃	〃	〃
〃 第 224	人事院規則9—5—1(給与算取扱規則)の改正について	〃	〃	〃
〃 第 226	昭和27年元旦の祝賀について	12.22	〃	〃
〃 第 222	人事院規則9—8の一部改正について	12.27	〃	〃
〃 第 223	人事院指令9—139の送付について	〃	〃	〃

編集後記

○わたくしどもの関心が次第に国際状況へとむかうのは至極当然のことですが、中でもわが国の近隣のことは深い関心をもたれます。「戦後韓国の教育事情」は前号の沖繩の教育事情とともにこういう観点から貴重な記録だと思えます。

○二十五会計年度の地方教育費の解説は、昨年七月号に掲載した、二十四会計年度の解説とならんで研究的によんでいたゞきたいものです。この調査結果については後にさらに詳しくまとめたものが文部省から発表されるはずで。

○公用文の問題については、これを広く解釈して、その実質的意味を、国民日用文と考えていいでありましょうから、一般ジャーナリズムや生活日用文にもおよぼしたいもので、国語教育

と国語政策との一致相即が徹底することを期したいものです。

○誌面の都合で割愛した記事もあります。ちょっとおことわりいたしておきます。

MEJ332

文部時報 三月号

第八百九十五号

(定価六十五円)

(送料四円)

昭和二十七年三月五日印刷

昭和二十七年三月十日発行

著作権者 文部省

印刷所 株式会社 印刷所

発行所 株式会社 印刷所

代表者 藤本 外次

〒東京一〇、〇〇〇番

誌代一か年 七百八拾円

大々し増大号臨時号の場合は別に代金を申しあげます。なおお申し込みは直接発行所又は最寄り書店にお願いたします。